尼崎市高齢者等見守り安心事業協力事業者登録制度の概要

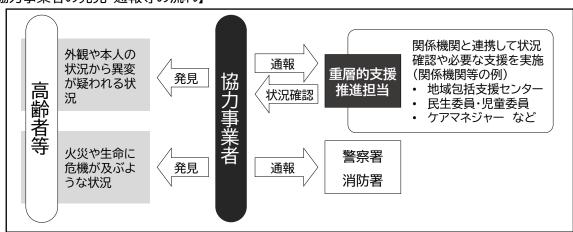
1 事業目的

- 尼崎市では、高齢者・障害者・こども(以下「高齢者等」という。)が住みなれた地域で安心して 暮らせるよう、地域住民が主体となり見守り活動を行う「尼崎市高齢者等見守り安心事業」に 取り組んでいます。
- 今後ますます高齢化が進むと予想される中で、高齢者等の生活と密接に関わりがある民間 事業者や団体の皆様にも、本市が取り組む本事業へ協力事業者としてご登録いただき、業務 に支障がない範囲において高齢者等の異変を察知した場合には、市等に通報していただくこ とにより、早期に支援につなげることを目的としています。

2 協力内容

- 協力事業者の皆様が市内においての業務中に、高齢者等の異変に気付いた時は市に通報を お願いします。
- 市は、状況確認のために、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、介護事業者、市社会 福祉協議会等と連携して必要な支援を行います。
- なお、対象者が病気やケガで倒れていた等の緊急時は、速やかに消防や警察などに通報する といった対応をお願いします。

【協力事業者の発見・通報等の流れ】



【通報の主な基準及び対応例】

		高齢者等の状態例	対応例
異変が 疑われる 場合	外観から の異変 確認	・約束して訪問したが応答がない。・新聞や郵便物の配達物が取り入れられずたまっている。・いつも空いている雨戸があいていない。・同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。	- 市に通報
	本人の 状態から の異変 確認	・会話がかみあわない。・服装が乱れている(季節にそぐわない、汚れが著しい)・家の中にゴミが溜まっている。・本人が消費できないほど、頻繁に大量の商品を購入する。	
明らかな異変が確認 できる場合		・倒れている・うめき声が聞こえる	救急要請

3 協力事業者の対応に関するQ&A

このQ&Aでは、「尼崎市高齢者等見守り安心事業」の基本的な対応例を示したものです。判断に迷うような場合には、いつでも尼崎市重層的支援推進担当までお尋ねください。

Q1 市には、いつでも通報して良いか。

市の開庁時間内に通報をお願いします。もし、市の開庁時間外であって、異変を確認し、通報が必要な場合は、救急要請または警察に通報を行ってください。

Q2 市には、どのような情報を伝える必要があるのか。

市に提供する情報は、対象者を特定するために必要となるお名前・住所・電話番号をお伝えください。そのほかにも、支援に必要と考えられる情報があれば、ご提供をお願いします。

Q3 市等に情報を提供しても、個人情報保護法上の問題はないのか。

協力事業者の皆さまが活動中に対象者の異変を発見した場合は、原則として、可能な範囲で対象者から市等に情報提供を行うことの同意を得てください。

しかしながら、対象者の意識がない等の状況により、同意を得られない場合も想定されます。その場合でも、協力事業者の皆さまが「高齢者等の生命や身体または財産の保護のために必要がある」と判断した場合は、個人情報保護法第27条第1項第2号の規定に基づき、例外的に第三者に提供しても、法令違反にならないと解されています。

ただし、この事業を通して知り得た対象者の個人情報については、この事業以外の目的で利用したり、他者に漏らしたりしてはいけません。

なお、市は守秘義務がありますので、通報元の事業者が希望しなければ、対象者等に対して、通報元の事業者の情報をお伝えすることはありません。

Q4 対象者の異変に気づけなかった場合は、市に責任を問われるのか。

本事業は、協力事業者の皆さまに、業務に支障のない範囲において高齢者等の異変を察知した場合、通報をお願いするものです。そのため、異変に気づけなかったとしても、市が責任を問うことはありません。

4 協力事業者登録の手続き

- (1) 尼崎市高齢者等見守り安心事業協力事業者の登録制度の趣旨にご賛同いただける場合は、「尼崎市高齢者等見守り安心事業協力事業者登録申請」を尼崎市重層的支援推進担当課に提出してください。
- (2) 申請内容の確認を行い、特に不備等がなければ「登録証」を交付します。交付された登録証 は事業所内等に掲示をお願いします。また、ご了承いただいた場合は、事業者名を市ホーム ページで公表します。

5 問合せ先

尼崎市役所 福祉局 福祉部 重層的支援推進課

住所:尼崎市東七松町1丁目23番1号(北館3階)

電話:06-6489-6013 FAX:06-6489-6952

E-mail:ama-sasaeai@city.amagasaki.hyogo.jp